Question

5

納税資金不足への対応

Q. 税金が支払えない場合、どのように対処すべきか?

要旨 中小企業では、納税資金として確保しておくべき資金を運転資金に回すことも見られます。特に消費税は不意に多額の納税となりやすく、納付の際に資金繰りに大きな影響を与える要因となり得るものです。しかしながら、納税できないことを理由とした融資申し込みについては、融資が会社の新たな資金獲得に直接貢献しないため、より慎重な判断が必要となります。

解説

1. 税金は絶対に放置しない

税金等の公租公課のうち、特に消費税、 源泉所得税、社会保険料等は、赤字の会社 でも納税が必要であり、滞納が発生する可 能性があります。

納税資金を捻出できず、やむを得ず納付期限内に納付できない場合、税務署や自治体に相談に行くことを勧める必要があります。状況によっては延滞税(金)がかかりますし、最悪の場合、資産の差し押さえということもあり得ます。国税については、税務署にて換価の猶予の申請や納税の猶予の申請を行うことで支払う意思を示すと同時に、延滞税の一部が減免される可能性もあります。

2. 納税資金としての融資

どうしても納税資金が準備できないため、融資を依頼されることもあるでしょう。この融資は、設備への投資などのように利益の増加につながり、それにより獲得した資金から返済していく性質のものではないため、資金繰り計画を作成し資金繰りによる返済が可能であるかを見極める必要があります。

3. 納税額を予想する

決算時期にならないと、納税額の検討が つかないという経営者も少なくありません。 申告時の納税資金支出を軽減すべく導入さ れている予定納税は、前期の実績を基に納 付額が算定されています。つまり、進行期 の実績を考慮していないため、前期と大き く業績が異なる場合、仮決算による中間申 告を行うことで予定納税よりも少ない金額 とすることも可能です。

資金繰りに不安がある場合、業績の急速 な悪化や高額な資産の購入の際に検討すべ き事項の一つといえるでしょう。







納税資金不足は放置せず、 資金繰り計画を立て関係各所に相談

くご提案のポイント>

- ・万が一、納税資金が不足した場合に最もやってはいけないのは、何もせず放置する ことです。
- ・法人税等であれば獲得した利益の中から、消費税等であれば一時預かっているもの を納付することを再確認しましょう。つまり納税資金が不足するということは、本 来別途準備しておくべき納税資金を運転資金に充当しているということです。積立 等の検討を行うのもよいでしょう。
- ・納税資金としての融資を受ける際にも、精度の高い資金繰り計画を作成することで、 融資の返済が確実に行えることを示す材料となります。

1. 税務署や自治体に相談する

納税資金が不足し、やむを得ず納付を先延ばしする場合には、納付すべき税務署や自治体に分割しての納付を相談すべきでしょう。放置しておいて納税が免除されることはもちろんありませんし、最悪の場合、資産を差し押さえられる可能性もあります。納付期日に間に合わないことで延滞税等が発生しますが、国税で期限内であれば換価の猶予の申請や延納の申請を行うことで減免される可能性があります。また同時に、納付先に対して支払う意志を示すことにもなり、悪い印象を与えずに済みます。

2. 資金繰りを見直す

納付先に分割での納付を相談するにあたっても、納付計画を依頼されます。どのようなスケジュールでいくら納付するのかを明示しなければなりません。進行期の資金繰り計画を作成し、分割納付が可能であることを示すことで理解を得ることができます。

3. 資金繰りを見直しても納付できない場合は、借入を検討する

金融機関からの借入によって納税することは一見容易に感じますが、これまでの資金繰りの中に新たな返済が加わり、資金繰りに大きく影響します。資金繰りに余裕がある場合は問題ありませんが、ぎりぎりの資金繰りとなることが多い場合は注意が必要です。

資金繰り計画を立て、新たに発生する納税資金のための借入金の返済を考慮した際にも 資金繰りが成り立つことが示されれば、金融機関としても融資しやすい状態となるでしょ う。





